

第 1 9 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

第19回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成21年12月25日(金) 16時00分
2. 閉会日時 平成21年12月25日(金) 16時20分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 30名 欠席者1名
5. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可について
 - 第3号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可について(県知事進達分)
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
 - 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - 第7号議案 賃借料の情報提供について
6. 報告事項
 - 農地法第20条第6項の規定による合意解約、使用貸借解約通知書について

議長

ただ今より、第19回島原市農業委員会総会を開会します。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、7番委員、8番委員を指名します。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による耕作権設定の許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による耕作権設定の1番について使用借り人の面積は下限面積に達しており、又、農機具等保有や労働力、通作距離その他、すべてにクリアしており、効率的な事業経営が可能です。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、申請者が確実に耕作する。又、通作距離や下限面積等の農地法第3条の許可要件を備えておりますので許可することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、1番は許可することに決定します。

第2号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権の移転の許可申請の1番から5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の1番から5番までの譲受人全員について、下限面積に達しており、農機具保有や通作距離その他、すべてにクリアしており効率的な事業経営が可能です。

議長

ただ今、事務局より説明がありましたが、申請者が確実に耕作する。又、通作距離や下限面積等の農地法第3条の許可要件を備えておりますので、許可することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案の所有権移転の規定による許可についての1番から5番は許可することに決定します。

第3号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請の県知事送付分の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の県知事許可について譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、農機具保有や通作距離などすべてクリアしており、効率的な事業経営が可能です。

議長

ただ今、事務局より説明がありましたが、申請者が確実に耕作する。又、通作距離や下限面積等の農地法第3条の許可要件を備えておりますので許可することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、許可を受けていたが都合により取り消したいとの申し出です。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、取消を認めることにご質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご質問がありませんので、取消を認めることに決定してよろしいでしょうか。

議長

1番は取り消すことを認め、県知事に送付することに決定します。

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番の譲受人は申請地を分譲住宅用地として利用したいとの申し出です。

申請地は都市計画区域内の第3種農地に該当します。

被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の西側は水路をはさんで道路、北側、南側は宅地、東側は農地と宅地になっており、問題ないと見て参りました。

議長

只今、報告がありましたがご意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は許可相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の譲受人は、申請地を車置き場他として利用したいとのことです。
申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。
被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の西側は水路をはさんで道路、北側は道路、東側は譲受人所有の宅地、南側は河川になっており、雨水について自然流下により水路放流となり、問題ないと見て参りました。

議長

只今、報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご質問等がありませんので、2番は許可相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

3番の譲受人は、申請地に貸し住宅4棟を建築したいとのことです。
申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。
被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の西側は宅地と道路、北側は水路をはさんで道路、東側は宅地、南側は道路となっており、雨水は水路へ、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より水路から道路側溝へ放流となります。周囲の農地に支障のないように配慮するとの回答を得ておりますので、問題ないと見て参りました。

議長

只今、報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご質問等がありませんので、3番は許可相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	5件	11筆	8,110㎡
耕作権の再設定	27件	67筆	51,698㎡
合計	32件	78筆	59,808㎡

続きまして、11ページの農業経営基盤強化促進法による所有権移転につきまして、5件の申請が上がっております。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

第7号議案 賃借料等の情報提供について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案 賃借料等の情報提供について、改正農地法の施行に伴い法第52条に基づく賃借料情報の提供を行うこととなります。

提供する情報の区分は「平成の大合併前」の旧市町村単位が基本となっておりますが、地域の実情によっては「昭和の大合併」の旧町村でもよいと思われ、農業委員会で設定した区域ごとに、実勢賃借料の平均値、最高・最低を公表することになっております。

公表については、農業委員会のホームページ、農業委員会だより、市町村広報誌等の広報媒体を活用して広く提供することになっております。

議事録のホームページ等への掲載

農林水産省は、改正農地法等の運用を担う農業委員会の体制整備を図り、改めて農業委員会が適正な事務の実施を図る契機とする観点から、昭和21年1月23日付による「農業委員会の適正な事務実施について」が発表されました。

この中で議事録の提出を全ての農業委員会にお願いされ、また、ホームページ等への掲載を行うこととされております。

議長

ただいま、事務局より説明がありました。ご意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長

ご意見がありませんので、事務局が説明いたしました地区ごとに最高・最低・平均の賃借料を農業委員会のホームページ等で情報を提供することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長

ご異議がありませんので、賃借料を農業委員会のホームページ等で情報を提供することに決定します。

農地法第20条の合意解約等は12ページに記載のとおりでありますのでご報告します。

これで、第19回島原市農業委員会総会を閉会します。